

別紙 1

仕 様 書

1 業務名 下関市リサイクルプラザ計量機定期整備業務

2 業務場所 下関市古屋町一丁目 18 番 1 号
下関市リサイクルプラザ

3 委託期間 契約締結日から令和 8 年 12 月 25 日まで

4 業務実施日

業務実施の日時については別途指示する。

5 業務対象機器

(1) 下関市リサイクルプラザ計量機（トラックスケール）

ア 秤量 30 t

イ 基数 3 基

ウ カードリーダー盤 3 台

エ 計量システム 1 式

計量パソコン、伝票プリンタ、帳票プリンタ

6 業務内容

下関市リサイクルプラザごみ計量用の計量機について定期整備を行う。

(1) ロードセル本体及び振れ止め部の点検整備、給脂

(2) ピット内の清掃

(3) カードリーダー盤の点検整備

(4) 計量システム（パソコン、各プリンタ）の点検整備

(5) 事前検査

(6) 定期検査立会、助勢

7 その他

- (1) 実施に当たっては、各関係法令を遵守し、安全に十分留意すること。
- (2) 実施に当たっては、仕様書に従い、疑義及び問題が生じたときは、双方協議の上、誠意をもって解決すること。
- (3) 実施期間については、双方協議の上、決めること。
- (4) 業務の終了後、受注者は下関市へ報告書（写真含む）を提出すること。
- (5) 業務により発生した廃材は、受注者の責任において適切に処分すること。
- (6) 分銅の積み下ろしに必要となるフォークリフト及び運転については下関市リサイクルプラザ処理棟運転管理業務受注者にて行う。施工の際には下関市リサイクルプラザ処理棟運転管理業務受注者と詳細な協議の上実施すること。
- (7) 定期検査時、受注者は検査の助勢をすること。
- (8) 業務のうち「しものせきエコマネジメントプラン」に基づく環境に関する特記事項は、別紙2「特記仕様書（環境編簡易）」による。下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項は別紙3による。
- (9) 本仕様書等に定める下関市への報告書等には、記載したものを容易に消去することのできる筆記用具（鉛筆、消せるボールペン等）を使用しないこと。